

## 岡山県職業能力開発審議会条例

昭和44年10月9日  
岡山県条例第44号

(設置)

第1条 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第91条第1項に規定する審議会その他の合議制の機関として、岡山県職業能力開発審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第2条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、関係労働者を代表する者、関係事業主を代表する者及び学識経験のある者のうちから、知事が任命する。この場合において関係労働者を代表する委員及び関係事業主を代表する委員は、それぞれ同数とする。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、任期満了後であつても、新たに委員が任命されるまでは、その職務を行なうものとする。

(特別委員)

第4条 審議会には、委員のほか特別委員を置くことができる。

2 特別委員は、関係行政機関の職員のうちから知事が任命する。

3 特別委員は、議決に加わることができない。

(会長)

第5条 審議会に会長を置く。

2 会長は、学識経験のある者として任命された委員のうちから委員の選挙によりこれを定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が必要に応じ招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、産業労働部において行う。

(その他)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営等に関し必要な事項は、会長が審議会にはかつて定める。